

支部ニュース

団東京

2009年4月 No. 425

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201
郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623
メールアドレス dantokyo@dream.com

今月の主な内容

新任あいさつ……………横山聡 / 中川勝之 / 平松真二郎 / 新村響子 / 洪美絵
画期的な判決、七生養護学校事件……………坂本雅弥
不当判決！日の丸不起立・不斉唱は非違行為？……………新村響子
臨海見学バスツアー参加報告～臨海副都心の抱える問題点……………横山 聡
5月16日「『年金法廷』～日本年金機構でどうなる？
私たちの年金」に参加呼びかけ……………菅野園子
街頭労働相談・宣伝行動にご参加を！……………今泉義竜
Tokyo憲法セミナー第3回の報告……………島田修一
5月1日 第80回メーデー、懇親会にもご参加を
幹事会議事録
日誌

団支部事務局長就任挨拶

横山 聡 事務局長

代々木総合法律事務所の横山です。私は46期ですが、これまで団の活動に必ずしも熱心に参加してきたわけではありません。5月集会、総会や団の諸行動へは出来るだけ参加してきましたが、団の委員会に所属して活動してきたわけでもないどころか、幹事でもありません。弁護士になってから、基本的には「じん肺」という労災職業病の事件に関わらせて頂いてきました。現在は、その延長で、首都圏建設アスベスト訴訟弁護団の1員として主として活動しています。

そのような私が、なぜ今回東京支部の事務局長などという大役を引き受けてしまったの

かですが、もちろん2月の支部総会で事務局長が選任できなかったことも聞いていましたし、くだんの前任事務局長が在籍する事務所であることも事実ではあります。そういう状況で白羽の矢が立ったことも否定はできません。しかし、別段「前任事務局長の事務所だから責任をとって」だの「選任できなくて申し訳ない」などという後ろ向きの考えでお話をお請けしたのではありません。せっかく声をかけて機会をいただいたのだから、これを受け止めて頑張ろうと思い、いろいろと困難な事情(家族とか家庭とか)の中でも意義を感じてお受けすることにしました。

私は、以前青法協東京支部という組織の事務局長もやったことがありますが、「本部」に対する「東京支部」の独自性などなかなか難しい問題もありました。しかし、現在「東京都」固有の問題は明確にあると思います。影響は全国に波及するとしても、東京都として独自に解決すべき問題です。オリンピック問題、築地卸売市場移転問題であり、新銀行東京問題です。いずれも石原都知事の肝いりで進行させられている問題です。私は、石原都知事がとても嫌いです。彼は、都民を見下し、愚弄して、差別的な政策を推進し、貧困を放置するどころか格差を拡大させてきました。貧乏人が嫌いで金持ちが好きという俗物です。オリンピックを誘致して箱物行政を推進し、築地の卸売市場を、産業廃棄物の影響の消えていない豊洲に移転させようとしています。新銀行東京などという無意味な銀行を設立させて大赤字を都民に負担させながら、反省の色もなく、追加融資だのといって損害を無限に拡大させる勢いです。

都政を都民の下に取り戻し、都知事を引きずり降ろして、弱者の暮らしやすい東京都、憲法の息づく東京都を目指すのに、団の支部としてやれることを考えて行きたいと思います。

不慣れでイレギュラーに決まった事務局長ですので、皆様の活動の足を引っ張らないよう、2年間頑張っただけでゆきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局次長就任の挨拶

中川 勝之 東京法律事務所

この度事務局次長に就任した東京法律事務所の中川勝之です。

入団以来1年7か月経過しました。団本部の活動としては社会保険庁PTやブックレット「なくそう！ ワーキングプア」への執筆にかかわってきました。東京支部の活動としては若手学習会や東京地評・労働相談弁護団に参加してきました。業務や弁護団活動の合間をぬって諸活動に参加してきましたが、法律家団体の事務局に参加するというのは初めてということになります。

私が取り組んでいる問題の一つとして官製ワーキングプアの問題があります。地方自治体においては2～3割、業務によってはそれ以上の割合の非正規職員が恒常的・基幹的業務に従事しながら正規職員の賃金の半分にも満たない、あるいは民間委託によって職員の雇用はおびやかされ、住民サービスも削られるという現状があります。社会保険庁解体も本質は同じです。東京に居住しながら都政への関心は低かったのですが、今回の事務局次長就任を契機に都政ひいては地方自治体の在り方についてより学び、より闘っていきたいと思います。

また、貧困問題についても団員の取り組みが広がっていますが、まだまだ団員の活動が求められると思います。任務分担として直接的には貧困問題はないようですが、勝手ながら分担させていただきます。

団の目的である「基本的人権をまもり民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与すること」(規約2条)が首都東京で一步でも二歩でも進むよう微力ながら力を尽くしたいと思います。二年間どうぞ宜しくお願い致します。

ごあいさつ 事務局次長って

何をすればよいの？

平松真二郎 城北法律事務所

今年1月、小部前幹事長から今期の事務局次長の話を受けたとき、正直、「事務局次長って何をしているのか」見当が付きませんでした。想像するに、たくさんの声明案、決議案を起案しているのだろうということしか思い浮かびませんでした。

次長に選任されて一か月半が過ぎたいまなお、いったい団支部の事務局次長とは何をすればよいのか、具体的なイメージは湧いていませんが、支部長以下事務局の皆さんと協力して支部の活動を担っていくことができると考えています。

これまで、支部の運営や活動内容も十分に理解しているわけではなく、さらに、これまで支部の活動に積極的に参加してきたわけでもありません。

こんな私に、次長が務まるのか不安ではありますが、いてもいなくても同じ、「盲腸」と言われぬよう努めていきたいと思っております。

頼りない次長ではあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

新任のご挨拶

新村響子 旬報法律事務所

このたび事務局次長に新しく就任しました。どうぞよろしくお願い致します。

担当は教育問題になりました。私は、弁護士になった当初から、東京の都立高校における日の丸君が代強制問題に関わってきましたので、教育問題には特に強い思い入れがあります。この問題を通じて、政治と行政による教育への不当な介入によって、都立高校から自由と民主主義が奪われていく様子を目の当たりにしました。

戦争は、国民の教化から始まります。「教え子を再び戦場に送るな」というスローガンは時代遅れだと思っていましたが、それが現実に起こりうる不安を今は感じています。東京だけではありません。教育基本法、教育三法の改悪などによって、日本の教育現場に今何が起きているのか。しっかりと見つめて問題点を明らかにしていく活動をしたいと思います。

また、私が弁護士になったばかりのころ、団はちょっと近寄り難い存在に感じていたことを覚えています（こんなことを言うと怒られてしまうかもしれませんが・・・）。若手弁護士にとって、団がもっと身近な存在になるような活動もできればと思っています。

未熟者ですが、どうぞよろしくお願い致します。

事務局次長就任の挨拶

洪 美絵 東京合同法律事務所

支部事務局次長に選任された洪美絵と申します。東京合同法律事務所に所属しております。ちなみに名字は「ほん」と読みます。

事務所に入所以来、事務所や総会などでは自由法曹団の活動に触れてきましたが、様々な問題に対して団員の方々が熱心に活動されている姿を目の当たりにしてきました。

現在、司法界では裁判員制度の施行、東京都では東京オリンピック招致問題や安全・安心まちづくり条例といった大きな問題が顕在化しており、東京支部新執行部も、このような問題に対し、真摯に取り組んでいます。私も事務局次長として、微力ながら頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

画期的な判決、七生養護学校事件

坂本 雅弥 東京法律事務所

1 はじめに

本年3月12日、東京地裁で七生養護学校事件の判決がありました。この裁判は、知的障がいのある生徒が通う東京都立七生養護学校（東京都日野市）で実践されていた性教育に対する都議、都教委らによる政治的な不当介入が、旧教育基本法10条の「不当な支配」にあたるか等が問題となりました。本稿では、この七生養護学校事件について、報告をさせていただきます。

2 七生養護学校で行われていた性教育

知的障がいのある子どもは性的知識が十分に認識できないために性被害の対象となる危険があり、また問題行動を起こしてしまうことがあります。また、排泄方法を認識できていないと衛生面の問題も生じます。そのため、障がいのある子に対する性教育はとても重要です。

同学校の性教育は、教師たちが子ども達の実態に目を向け、保護者と共に試行錯誤しながら作り上げていったものでした。一例を挙げると、同学校で実践されていた「からだうた」は、性器も含めた身体の部位をメロディーあわせて歌い、体が頭、首、手足とつながりのあるものと捉えにくい知的障がいのある子どもにボディーイメージができるように工夫された教育です。そして、このような同学校の性教育は校長会が主催する研修などに取り上げられる等高い評価を受けていました。ところが、2003年になり、同学校の性教育は不当な介入を受けることとなります。

3 「こころとからだの学習」に対する政治的介入の経緯

同学校への不当介入は2003年7月2日に行われた都議会の一般質問において、ある都議が同学校の性教育内容を「不適切な性教育」と指摘したことに端を発します。その2日後の7月4日には都議ら都教委らが産経新聞記者を伴わせ、「視察」と称し突然七生養護学校に訪れました。そして、都議らは七生の性教育で用いられている教材や教育について、「あなた『からだうた』を宴会で歌えるんですか。感覚が麻痺しているよ」など一方的に同学校の性教育の内容を批判、非難、侮辱し、都教委は教材を没収していきました。

また、この翌日の産経新聞には同学校とで行われていた性教育について「過激な性教育」「まるでアダルトショップのよう」などと報じました。

4 東京弁護士会による「警告」

本件事件後、東京弁護士会に対して人権救済の申立がなされました。申立人となったのは、都教委らの行為は許されないと訴える5000名を超える市民等。そして、2005年1月24日、東京弁護士会は都教委に対し、子どもの学習権及び教師の教育の自由を侵害するとして、没収した教材の返還と不当な介入をしてはならないことを内容とする「警告」を出しました。

5 提訴、そして画期的な東京地裁判決

その後、2005年5月12日に本件提訴を行いました。原告は同学校の教師、保護者たち31名。原告らが求めた内容は、東京都、都議、産経新聞社に対する損害賠償、東京都及び都教委に対する没収した教材の返還請求、同学校の性教育を「不適切な性教育」等と報道した産経新聞社に対する謝罪広告です。

東京地裁の判決は、損害賠償について、都議ら及び東京都に対して賠償責任を認めました。そして、この裁判においては次の3点を認めた点で画期的な判決です。

まず、第一点として、政治家である都議らが政治的な主義、信条に基づいて七生養護学校の性教育に介入・干渉したことを、七生養護学校における教育の自主性を阻害し、これを歪める危険のある行為として、旧教育基本法10条1項の「不当な支配」にあたると認定したことです。

第二点として、都教委の職員らは上述のような都議らの「不当な支配」から七生養護学校の個々の教員を保護する義務があったと認定し、それにもかかわらず都議らの政治介入を放置したことに対し、保護義務違反を認定したことです。

そして、第三点として、教員に対する「厳重注意」は一種の制裁行為であることを認定するとともに、教育内容を理由として制裁的な取扱いをするには、事前の研修や助言・指導を行うなど慎重な手続を行うべきとしたことです。

判決は、性教育について「教授法に関する研究の歴史も浅く、創意工夫を重ねながら、実践事例が蓄積されて教授法が発展していくという面があり、教育の適否を短期間のうちに判定するのは容易ではない。」という特徴を述べる。その上で、「しかも、いったん、性教育の内容が不適切であるとして教員に対する制裁的取扱いがされれば、それらの教員を萎縮させ、創意工夫による教育実践の開発がなされなくなり、性教育の発展が阻害されることにもなりかねない。」と認めた上で、制裁的手続の慎重性を求めているのである。

七生養護学校に対する政治介入は七生養護学校の教師、生徒、保護者のみならず、学校現場で教育実践ををしてきた教育関係者に対して大きな衝撃を与えました。原告及び弁護

団は本判決について、このような多くの人たちに勇気と希望を与える画期的な判決であると考えてます。

6 舞台は控訴審へ

本判決は都議らや都教委らの違法性を認めた点で評価できる判決です。ただ、上記 教材の返還や 産経新聞社の謝罪広告が認められなかった点など内容的に不十分な点もあります。原告らはこれら地裁で認められなかった争点について改めて裁判所に問い直すべく控訴しました。なお、東京都、都議らも控訴しました。そのため、今後は舞台を東京高等裁判所に移し新たな闘いを続けていくことになります。

この事件は知的障がいのある子どもに対する教育実践について問題になっていますが、教育基本法の「不当な支配」の問題は全ての子どもの教育に共通する問題です。

子どもにとってより良い教育の実践はどのように実現されるべきか。本裁判はこの点を明らかにする点で重要な裁判ですので、団員の皆さまには今後とも本裁判に対するご支援をいただけますよう、どうぞよろしくお願いいいたします。

以 上

不当判決！日の丸・君が代 不起立・不斉唱は非違行為？

新村 響子 旬報法律事務所

1 不起立・不斉唱を理由にした懲戒処分を合憲・合法とする判決がついに…

2009年3月26日、東京地方裁判所民事第19部（中西茂裁判長）は、都立学校の教職員172名が卒業式等の国歌斉唱時に校長の職務命令に従って起立斉唱・ピアノ伴奏しなかったために懲戒処分（1名が減給、171名が戒告）されたことにつき、処分の取消と国家賠償を求めた事件（東京「君が代」裁判・処分取消請求第1次訴訟）について、教職員らの請求を棄却する判決を言い渡した。

都立学校における日の丸君が代強制問題については、多くの事件があるため、今度は何？と思われる方も多いただろう。2006年9月21日に東京地方裁判所36部の難波裁判官が言い渡した、あの違憲判決は予防訴訟と呼ばれる事件。請求の趣旨は、国歌斉唱義務不存在と処分の差し止めだった。予防訴訟提起もむなしく強行された懲戒処分、その違憲性・違法性を争っていたのが、今回判決が出された処分取消訴訟第1次訴訟である。私たち弁護団が扱う事件の中では、懲戒処分の違憲性・違法性について初めて判断された判決であった。

2 きっかけは10.23通達～教育現場で何が起きたのか

一体東京都の教育現場で何が起きたのか。もう一度その実態を強調しておきたい。

東京都教育委員会（都教委）は、2003年10月23日付けで全都立学校の校長らに通達を発し（いわゆる10・23通達）、卒業式・入学式等において国歌斉唱時に教職員らに対し、指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること、ピアノ伴奏すること等を命じる職務命令を出すよう命じた。その結果、すべての都立学校で、全校長から全教

職員に対して職務命令が出されたのである。その裏には、都教委による校長らに対する徹底した指導・介入があった。

職務命令だけではない。都教委は、式次第の内容から日の丸の方を向いた座席配置などの会場設営等に至るまで事細かに定め、これまで生徒を主人公として築き上げてきた学校ごとの創意工夫を否定し、「日の丸・君が代」が中心の式に変えてしまった。

3 原告らの思想良心とは

原告らは、自己の歴史観・人生観・宗教観等や長年の教育経験から都教委の「日の丸・君が代」一律強制は教育の本質に反するとの思い、過去の侵略戦争の象徴であった「日の丸・君が代」に敬意を表することは出来ないという思いなど、それぞれが有する真摯な思いから、どうしても起立・斉唱・ピアノ伴奏することができなかった。しなかったのではない、できなかったのである。

都教委は、校長の職務命令に違反したという理由で、原告らを戒告（1回目）・減給（2回目）の懲戒処分とした。

4 判決の問題点 不起立・不斉唱は思想良心の問題ではないとしたこと

判決は、国歌斉唱時の起立等を命じる校長の職務命令が憲法19条に違反するかという争点については、原告らが国歌斉唱時の起立等を拒否することは、「原告らにとっては、原告らが有する前記の歴史観ないし世界観又は信条に基づく行為であろうとはいえるが、本件職務命令は、卒業式等において国歌斉唱時に国旗に向かって起立し国歌を斉唱すること、又は定められた楽譜に従ってピアノで国歌の伴奏をすることを命じるものであって、…直接的に原告らの歴史観ないし世界観又は信条を否定する行為を命じたり、思想や良心の内容を確かめるための行為を命じるものではなく、また、卒業式等の儀式の場で行われる式典の進行上行われるピアノ伴奏又は出席者全員による起立及び斉唱であることから、前記のような歴史観ないし世界観又は信条と切り離して、不起立行為等には及ばないという選択をすることも可能であると考えられ、一般的には、卒業式等の国歌斉唱時に不起立行為等にでることが、原告らの歴史観ないし世界観又は信条と不可分に結びつくものではない」と述べて、憲法19条の定める思想良心の自由の侵害にはあたらないと判示した。

つまり、原告らの有する歴史観、世界観、信条そのものは思想良心として認められるものの、不起立・不斉唱・不伴奏は、それら思想良心に基づくものとはいえないとして、切り離してしまったのである。

5 判決の問題点 都教委の教育への不当な支配を認めなかったこと

判決は、「地方公共団体が設置する教育委員会が、教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合には、公立学校を所管する行政機関として、その管理権に基づき、学校の教育課程の編成や学習指導等に関して基準を設定し、一般的な指示を与え、指導、助言を行うとともに、必要性、合理性が認められる範囲内において具体的な命令を発することができる」として、都教委による10・23通達及びその後の指導について、都立高校を直接所管している都教委が必要と判断して行ったものである以上、改定前教育基本法10条の「不当な支配」に該当するとまでは言えないと判示した。

6 判決の問題点 懲戒処分をすべて有効としたこと

不起立等による懲戒処分は、回数を重ねるごとに戒告、減給、停職とだんだん重くなっていく。

判決は、「原告らは、教育公務員として、学習指導要領に沿った指導を行うべきであるにもかかわらず、上司である校長が原告らに対して学習指導要領の国旗・国歌条項の趣旨にかなった指導を命じた本件職務命令に公然と、しかも、児童・生徒及びその保護者の面前で、違反したことは、その職の信用を傷つける行為であることは明らかである」とした。

そして、都教委がなした戒告・減給処分は、比例原則には反せず、社会観念上著しく妥当を欠くとはいえないとして、戒告処分のみならず停職処分も含めて、都教委の行った懲戒処分はすべて裁量権を逸脱したものとは言えないと判断したのである。

7 思想良心の自由を画餅にしてしまわないように

2007年2月27日にピアノ事件最高裁第三小法廷判決が出されて以降、同判決の論理をそのまま引用して原告らの請求を棄却する下級審判決が続いていることに憤りを覚える。この判決も、そのうちの1つである。

しかし、多くの方が苦痛を感じることなく起立、斉唱、伴奏できるとしても、自己の真摯な思想良心に基づいてどうしてもできない、という人が1人でもいれば、「多くの方は平気だから」という理由でその人の思想良心を押し込めていいということにはならないはずである。思想良心の自由に対するこの判決の考え方には、人権は少数者の権利保護のためにあるという憲法の本質の理解が欠けている。

また、判決は、教育委員会の権限をほぼ無制約に広く認める論理をとっている。これでは、教育委員会がどんな教育でもできてしまうことになりかねない。

子どもに対する教育は、すべての根源である。教育現場から自由と民主主義が奪われてしまえば、日本の自由と民主主義が失われていくだろう。最高裁で必ずこの流れをひっくり返し、その大切な自由を守るために、これからも力を尽くしていきたい。

臨海見学バスツアー参加報告

～ 臨海副都心の抱える問題点

横山 聡 代々木総合法律事務所

改めて、事務局長の横山です。突然の事務局長就任で、あまり都の問題に十分な知識がなかったもので、東京都の現在の問題を理解するために、3月26日の日曜日に開催された「09臨海部見学バスツアー」に参加してまいりました。快晴の見学日よりでした

臨海副都心問題を考える都民連絡会が主催したもので、オリンピックのメインスタジアム建設予定地や、築地市場及びその移転の候補地などを見学して回りました。

これはツアーの最後に、問題地域の全貌を見るということで、汐留の電通のビルから展望したところ。正面の船着場の広く開いた空間にオリンピックメインスタジアムが立てられる予定だそうです。乗船ターミナル（正面の角ばった建物）は取り壊される予定だそうです。スタジアムは10万人が入れる予定だそうです。オリンピックが終わったら、何に利用するつもりなのでしょう。10万人もが一時に集まるような企画なんてほかにあるのでしょうか。とても考えられません。



都知事は経済効果（本年2月に電通が作成した報告書に基づく）は、東京都に9270億円、その他の地域にも3688億円の需要増加が見込まれるということです。施設整備費に約3317億円かかるが、観戦のチケット販売で870万枚のチケットが売れ、飲食・宿泊で1752億円が儲かるという算段です。この不景気に、テレビやインターネットが発達した時代に、そんなに客が来るのか？そして、建てた施設はその後利用しなければ、ただの維持費だけを食う邪魔者です。長野オリンピックでも、冬季のマイナーな競技も多いため、利用料収入に比べて維持費が大きく上回り、赤字にあえいでいる、もちろん国は面倒を見ないという状況であると聞いています。それでもオリンピックをやらねばならないのでしょうか…。

件の乗船ターミナルの上から見た、メインスタジアム建設予定地の一部です。この建物を含めて、前の広い空間をどーんとメインスタジアムが占めるのだそうです。898億円をかけて。どこのゼネコンが請け負うのでしょうか。このターミナルでオリンピックメインスタジアムの説明と、築地の市場移転問題についてお話を伺いました。左の空き地が豊洲の卸売市場の移転先です。元東京ガスが持っていて、化学物質が膨大に残留しているという、極めて危険な土地です。そもそも、なぜ東京都はそのような土地を購入したのでしょうか。購入前に十分調査をしなかったのでしょうか。いずれにせよ、化学物質まみれの土地は人体への危険性が高く、利用法は極めて限られることとなります。



このターミナルでオリンピックメインスタジアムの説明と、築地の市場移転問題についてお話を伺いました。



左の空き地が豊洲の卸売市場の移転先です。元東京ガスが持っていて、化学物質が膨大に残留しているという、極めて危険な土地です。そもそも、なぜ東京都はそのような土地を購入したのでしょうか。購入前に十分調査をしなかったのでしょうか。いずれにせよ、化学物質まみれの土地は人体への危険性が高く、利用法は極めて限られることとなります。

さて、その次は、若洲海浜公園に行きました。ここは、テントに宿泊してバーベキューなどもでき、海辺に面して海釣りもできるというすばらしい公園です。子ども連れで泊りがけで遊びに来ると楽しそうです。ところが、この公園の釣り場に臨海道路の橋梁が通ることになり、既に橋梁の土台が出来上がっています。見えにくいかと思いますが、正面の



橋梁の下の海側にはずらりと釣り人が並んで海釣りを楽しんでいました。この道路が完成したら、ものすごい騒音と排煙が発生し、公園の価値はなくなってしまうでしょう。なお、この右手の沖合いに、最近の石原都知事推奨の「海の森」

が、まだかなり禿山状態ですが、造成されています。都民・区民の憩いのスペースを台無しにする無計画建設ではないでしょうか。

それから、臨海都市の無駄遣いを象徴する、青海の南埠頭公園の使えない地下駐車場問題や、巨額を投じて作った「管路収集」システムの無駄問題なども教えていただきました。青海の地下駐車場は、都が34億円もかけて作った地下駐車場が、一度イベント会場に利用されただけで、駐車場としてはまったく利用されていない(なにせ入り口に「立入禁止」のバリケードが施されている!)。これでも管理費だけはかかってゆくという無駄の見本のような恐るべき施設です。また、管路収集システムは、臨海副都心には地下共同溝が張り巡らされてここを通してゴミが焼却炉に回収されるという自称「未来型」システムで、現在まで3100億円が投入されていますが、ごみの減量化、分別化の促進で計画量の30分の1しか利用されておらず、ゴミ収集車による回収が95%以上となる有様である。なぜこんなでたらめな施策が実施されたのか、責任追及が必要なのではないかと思われます。このシステムを採用した全国のニュータウン(多摩、大阪佐野市、みなとみらい、千葉)でものきなみ中止・廃止に追い込まれています。

築地の市場をなぜ東京都がほしがっているのかも少しわかったように思いました。電通ビルから地上を眺めた写真ですが、下の写真を見ていただければわかるように、都心のど真ん中に開いた贅沢な空間が築地市場です。周囲の低層建物と併せて再開発したいという業者心をくすぐるには最適の物件でしょう。さらに、築地市場を移転させれば環状2号線の地上化も可能になると考えられると、ますます築地を手に入れたくなったのでしょう。チョムスキーの「金儲けがすべてでよいのか」という本の表題が改めて思い返されます。地域住民・利用者がないがしろにして、金儲けの種とされている臨海部の姿をまざまざと見せられ、改めて石原都政の傍若無人ぶりが明らかになったと思います。オリンピックは他の国でやってもかまわないし、それを受け入れるだけの社会基盤整備ができていない状態です。パラリンピックなどまして、日本で開くのは恥ずかしいといわねばなりません。ま

た、築地移転は、少なくとも食の安心・安全を確保できる環境を整えてから議論すべきでしょう。無計画な箱物行政、ゼネコンに大盤振る舞いの都政は、一刻も早く転換させなければなりません。という都政問題を勉強して帰ってきた次第です。現場主義、知は力とのモットーで共に東京を憲法の生きる街にしたいと思います。



5月16日「『年金法廷』～日本年金機構で どうなる？私たちの年金」に参加呼びかけ。

菅野 園子 東京合同法律事務所

政府・厚生労働省は、社会保険庁解体を強行し、2010年1月に「日本年金機構」が設置され、年金業務の承継が予定されています。

この間、社会保険庁の職員が「ヤミ専従」を理由に刑事告訴され、先日起訴猶予になりましたが、こうした職員に対するバッシングは継続しております。政界は、国民をないがしろにしてさぼってきた職員というレッテルを貼っておりますが、社会保険庁の職員はこの間、「消えた年金」問題に対する記録照合作業と各職員が担当する通常業務などのおわりのない作業をこつこつとサービス残業で行っている状態です。

閣議決定のもとに、日本年金機構には過去懲戒処分を受けた職員は採用されず、行き場がなければ当該職員は最終的には分限免職ということになっており、このこと自体労働法制に反しております。それはさておき、年金機構になれば、私たちの年金は一体どうなるのか、この点について、あまりにも私たちは知らなさすぎます。特に利用者、国民の立場からみて、年金機構に移行して私たちの年金はどうなってしまうのでしょうか。

年金機構では正規職員は約1万人に大幅に削減されます（社会保険庁では正規職員1万3000人）。年金機構は、保険料の徴収や記録管理、給付、相談などの業務をばらばらにして、民間企業に委託するとしています。年金業務は専門的知識、経験が必要な複雑な業務であり、過去の制度が頻繁に複雑に変えられてきた経緯があります。専門的な知識経験を有する職員を失い、受託業者が数年ごとに変わる民間委託で、相談やサービスなどの安定的な運営が確保されるのか。一方で、民間委託を拡大し、年金積立金の市場運用の拡大など大企業へのビジネス提供などが進められようとしています。

そこで、こうした社会保険庁「改革」の実体を告発し、年金機構で国民の年金がどうなるのかを検証し、今後安心できる年金の仕組みを作るためにどうあるべきなのかについて「法廷」形式での集会を行います。団員も何人か出演する予定です。皆様自身どう判断を

下すのか、ふるってご参加ください。

「『年金法廷』～日本年金機構でどうなる？私たちの年金」

日時：5月16日（土）午後1時30分から午後5時

会場：社会文化会館会議室

主催：全労連、安心年金つくり会（国公労連、自由法曹団など）

街頭労働相談・宣伝行動にご参加を！

今泉 義竜 東京法律事務所

日時：4月26日（日）午後1時～3時

場所：秋葉原駅前

趣旨：労働者（特に若い非正規労働者）の圧倒的多数は、自らの権利を知らず、不当な首切りや劣悪な労働条件に泣き寝入りしており、弁護士に相談するなどという選択肢は持ち合わせていません。08年にNPO法人POSEEが下北沢や渋谷などの若者500名に対して行ったアンケートでは、違法状態を経験したことがあると答えた約半数の回答者のうち、弁護士や労組などに相談した人はゼロ、圧倒的多数は「何もしなかった」という結果となっています。そのような状況を少しでも打開するために、団員が町に繰り出して、労働者の当たり前の権利を宣伝し、その場で法律相談も受けるといった活動を団東京支部でも定期的にしていく必要があるのではないのでしょうか。既に、様々な電話相談、街頭相談や路上生活者に対する法律相談などの諸活動が諸団体により精力的に展開されていますが、受け皿は多に越したことはありません。

なお、この企画は単発ではなく、地域の諸団体とも協力の上、色々な駅前でも毎月1～2回程度、定期的に息の長い活動としてやっていければと思います。その第一回の行動が、標記の秋葉原宣伝となります。多数のご参加よろしくをお願いします

Tokyo憲法セミナー第3回の報告

支部長 島田 修一

団東京支部は東京憲法会議と共催で08年11月から、「『軍隊のない国』日本で、9条を実現」をテーマに3回のセミナーを開いてきました（第2回目から憲法改悪に反対する東京共同センターが協賛）。1回目は「イラク派兵違憲判決と派兵恒久法」（11月10日、講師は愛知支部の田巻紘子団員、33名）、2回目は「専守防衛の日本と米軍再編」（1月26日、東京新聞半田滋記者、75名）、3回目は「世界は、軍事同盟から憲法9条へ」（田中康宏しんぶん赤旗外信部長）と「9条世界会議・コスタリカ留学の報告」（笹本潤団員、3月23日、56名）。セミナーは終了しましたが、3回目の模様を報告します。

1 田中さんの話によると、世界は変化しており、その変化を動かしている力は中南米とASEAN（東南アジア諸国連合）。中南米のエルサルバドルでは3人に1人がアメリカへの出稼者だが、革新政権が誕生するとアメリカは出稼者の本国への仕送りをストップさせる、

しかしエルサルバドルの人民はそれでも革新政権を支持している。ホンジュラスは親米右派政権だが08年夏、アメリカとの協力拒否を宣言。08年12月、アメリカとカナダを除く33ヶ国がブラジルに集まり、対米自立宣言してアメリカが支配していた米州機構に代わる機構を作ることを確認した。09年に入り、中南米を軍事的にもアメリカに依存しない地域にする、NATOのような軍事同盟にしないことを合意した。

ASEAN(東南アジア諸国連合)では08年7月に北朝鮮が東南アジア有効協力条約(TAC)に加盟し、この結果25ヶ国全部のTAC加入を実現した。クリントン国務長官が日本に続いてインドネシアを訪問した際、「アメリカも入りたい」とTACへの加盟希望を明らかにしたことは、軍事同盟だけでアジアを支配することは不可能とみている意味。アメリカが変わりつつある事実はほかにもある。オバマ政権は副大統領や国務長官を外遊させているが、これはアメリカへの要求が何かの「聞き取り外交」で、ブッシュのときはなかったこと。また、オバマの経済政策は財政支出中心に大転換、労組敵視政策から労組支援政策にも転換。そして今、アメリカ外交関係者の間で波紋が広がっている論文がある。09年3月発表された『自決のルール』がそれで、「自由と民主主義」を世界に広げるこれまでの戦略は間違っていた、各国の自決原則に転換すべし、が核心。筆者のC・カプチャン教授(ジョージタウン大学)は論壇の中心にいる政治学者で、中心部からこういう声が強くなってきたことは、アメリカにも変化の潮流が出てきていることを意味する。(カプチャン教授の論文の概要は、しんぶん赤旗3月31日で田中外信部長が紹介されています)

2 笹本さんは9条世界会議を成功させた功労者の一人ですが、終了と同時にコスタリカに半年留学し、これからの平和運動の展望を探ってきたとのこと。報告によると、コスタリカ(人口420万人)は1949年に憲法12条にもとづいて常備軍を廃止した、廃止した理由は、内戦で経済は崩壊したことから軍事費を教育に回していくため、またクーデターを失くすため。憲法78条はGDPの6%以上を教育に使わなければならないと規定。コスタリカは軍隊を廃止して60年の歴史をもつが、どうして日本には憲法9条があるのに軍隊があるのか、との質問にいくら説明しても彼らは理解できなかった。

しかし最近、コスタリカでは逆流が起きている。政府がイラク戦争を支持し、06年にはウラン製造の動きが出た。若い弁護士が憲法裁判所に提訴し、イラク戦争支持は憲法違反の判決(04年)を、核燃料製造は違憲の判決(08年)を勝ち取った。政府はアメリカと自由貿易協定(FTA)を結んで武器の輸入に道を開いたことから08年10月、同じ弁護士が憲法裁判所に提訴。しかし、FTA締結はアメリカの戦略だから、その弁護士には暗殺の危険が迫っている。

コスタリカ経済はアメリカナイズされており日本車が多い。07年にFTA賛否で国民投票したが51%賛成で世論は割れた。80年代以降、貧富格差が激しくなり、治安も悪くなり、すべての家の窓は鉄格子で夜は危険で歩けない。中南米諸国では左翼政権が誕生しているが、コスタリカは親米政権が続いている。

3 イラク戦争を機に国際社会は確実に変化してきました。最後の国北朝鮮がTACに加入し、6ヶ国協議は紆余曲折しながらも着実に進展。中央アジアも非核地帯条約締結。しかしこの国の為政者は自衛隊法違反、9条違反のソマリア派兵を強行し、米軍再編の政治的合意を条約に格上げし、「ミサイル」で大騒ぎして軍備強化の道を歩もうとしています。これに大きく立ちはだかることは私たちの責任。今秋にもセミナーを再開したいと思います。

5月1日 第80回メーデー 懇親会にもご参加を

メーデーの季節がやってきました。中央メーデーは12時20分（デモ出発20分前、もちろん、それ以前からのご参加歓迎です）集合場所はニュース同封のチラシをご覧ください。雨天決行です！

デモ行進は明治公園コースです。デモ終了後は懇親会場を予約する予定ですので、是非懇親会にも参加下さい。修習生、エクスターン生も歓迎です。

懇親会場はおって連絡します。

幹事会議事録 参加者 17名

第1 執行部役員選任の件

事務局長 横山 聡 団員

事務局次長 中川 勝之 団員

本日の幹事会にて選任決議がされた。

第2 支部総会（2月27, 28日）

1 感想

- ・活発に議論がされ、意見交換がされた問題が複数ありよかった。
- ・若手団員の参加が多く（例年の倍くらい）、とても活気があった。1日目の発言者は、若手が多く良かった。夜の懇親会も遅くまで若手が残っており、様々な議論ができた。
- ・金融論の教授（米田先生）に講演を求めたのは、時期にぴったりでとてもよかった。
- ・米田先生は、団とのかわりを今後も希望されており、科学者会議と団支部との連帯をさらに強化していきたい。

2 団員から支部に対する要請

(1) 都内における事務所の配置についての検討の要請について

東京都における団事務所ゼロワン地域を解消するべく、団事務所の設置を検討してほしい

（意見）:

例えば「弁護士法人自由法曹団東京支部法律事務所 支部」のようなものの設置を、という声はある。

- ・業務命令などではできないが、ゼロワン地域を解消するような緩やかな組織づくりのようなものはできないだろうか。
- ・多摩支部では、事務所を分割して新たな事務所を作るという形の例はあるが、それ以上の新たな事務所を設置するまでの動きはない。
- ・西武線沿線など、団事務所ゼロワン地域はまだ多い。

継続議題に

(2) 被疑者国選を複数で受任できるような、緊急サポート体制を支部で検討してほしい
(意見):

- ・裁判員裁判が実施される5月までに、団としても弁護人のサポート体制をつくるべきではないか
- ・弁護士会の議論の方が進んでいる。若手の中では、弁護士会などの研修会、サポート体制がかなり作られている。若手同士の独自の勉強会もやっている。もし、自分に事件が来たら、そういったつながりの中で協力を要請するつもりであるという若手団員も多い。団支部が行うことの存在意義をどこに求めるかが課題だと思う。
- ・被疑者国選や裁判員裁判だと、一人じゃやっていけないことも多い。今は例外的である複数選任を、原則にするよう運動面では要請していくべき。
- ・裁判員裁判を意識して、公判前整理手続き等の中で、裁判所の訴訟指揮はかなり強引になされている。裁判所の強引な訴訟指揮に対する団としての蓄積、経験が役に立つと思う。そういう意味で団としてのサポート体制は必要ではないか。
- ・問題の中心は否認事件であり、これまで団が蓄積した冤罪、弾圧事件での経験を生かしてゆくことが必要。

継続議題に

第3 安全安心まちづくり条例「改正」問題について

田中隆団員より報告

1 「改正」案

* 繁華街等の安全・安心の挿入

繁華街その他の店舗が集積し、多数の来訪者を抱える地域（繁華街等）において店舗、駐車場その他の施設若しくは土地を所有し、若しくは管理する者又は事業を営む者、地域住民、ボランティア及び来訪者（事業者等）に
指針に基づき、繁華街等の安全・安心を確保するために必要な措置を講ずる努力義務

2 問題と運動の経過

- 2月4日 改正案の動きを把握 団支部都政問題委員会から各団体へ発信
 - 2月9日 有識者会議の報告、指針案（考え方）が発表された。
 - 2月12日～ 考え方に対するパブリックコメント、団支部応募。反対声明、反対運動の呼びかけ。反対意見書「繁華街から自由が消える - 安全・安心まちづくり条例「改正」案に反対する」の作成。
 - 2月27日～28日 支部総会 反対決議。
 - 3月3日 都議会・都庁要請行動、40名ほど集結（様々な団体から参加）、記者会見
 - 3月4日～ 予算特別委と総務委員双方へ事前質問
 - 3月17日 総務委員会（傍聴約30名）
 - 3月18日 総務委員会・採択 自民・民主・公明・行革賛成、共産・ネット反対
 - 3月27日 本会議・採択 自民・民主・公明賛成 共産・ネット反対。
- *メディアの反応と運動の対応は敏感であった。「パフォーマンス」規制が入っていたことが最大の原因。

3 議会論戦

(委員会答弁)

共産・ネットの批判質疑によりあいまいだった概念を限定させ、厳しい「縛り」をかけることに成功した

- ・事業者などの自主的な活動を推進するためのもので、第三者に対して権利を制限したり、規制を課すものではない。
- ・警察官や事業者などが行う「必要な措置」は、パフォーマンスなどの街頭行為に対する個別的指導や注意・要請を含まない
- ・一般交通に著しい影響を及ぼさないビラ配布は自由とした有楽町事件東京高裁判決の基準は変わらない。
- ・指針に「規制を課すものではない」ことを明記し、広報などでも徹底する
「改正」による今後の街頭活動への法的制約は(公式な答弁によれば)、ないと思われる。

*「繁華街等」に定義規定がなく、答弁でも最後まで明確になっていない。

他方、以下の3点は想定外の回答

- ・迷惑な行為に注意を喚起するのは法律以前の問題で条例外の行為
- ・条例・指針による指導はしないが警察法2条の指導はやる(と警視庁が言っている)
- ・指針は例示だから、かかれていない活動をしてても違反ではない

4 安全安心まちづくり条例抗議声明(案)

本日付で幹事会声明として採択 団の本部のホームページに掲載予定

第4 オリンピック2016招致問題

1 経過

- ・団支部と新日本スポーツ連盟が中心となり、地評、革新都政をつくる会、革新懇、新婦人、臨海都民連、自治労連などが実行委員会をつくり、オリンピック2016の東京招致に反対する運動を検討している。
- ・4月14日午後6時半から 招致反対のシンポを開催予定 @文京区民センターシンポでは、莫大な税金が投入されることに対する経済効果が本当にあるのか(経済的側面)、東京におけるスポーツ振興の課題(スポーツの側面)、都の招致活動等の問題点(都政の側面)から各パネラーが報告をし、会場発言を経て、アピール、行動提起を採択する予定。
- ・I O C委員が4月14日から1週間、東京を視察する予定であり、I O Cに対してもシンポの招待のF A Xを出す予定(英文、仏文にて)

2 意見等

- ・シカゴも現在 2000 人規模で反対デモが行われている。シカゴでは貧困層が、「オリンピックよりも、福祉を充実すべきだ」という主張をしており、東京と同じ構図である。
- ・石原が、突然オリンピックが「世界平和のためだ」などと言っているのが滑稽
- ・なぜ反対なのか、ということを各争点ごとにもっと明確に打ち出してくれないと、反対の理由がわからない。
- ・長野の例からも、オリンピック後の施設管理負担がどれほどあるかも明らかにする
といい

第5 日の丸・君が代判決

3月26日 請求棄却の不当判決（停職処分となっている人に対する訴訟も請求棄却）

中西茂裁判長 審理中は揺れ，最終準備書面もかなり訴えたが，結果は惨敗であった

不当判決に対する抗議声明採択（団支部・団本部連名）

第6 ソマリア沖派兵と海賊対処法問題

田中隆団員による意見書と逐条解説報告

1 ソマリア海賊PT発足

改憲阻止対策本部内にソマリア海賊新法問題対策プロジェクト（責任者 田中隆団員）発足
海賊対処法案を全面的に解明・批判した意見書を編集中

意見書の提出・執行をかねて4/9に国会要請行動（11時～13時）

4/18に有楽町マリオン前街頭宣伝（11時～12時）

2 海賊対処法案の問題点

立法として極めてずさん

以上

日誌 3月19日～4月14日

3月19日 自由法曹団改憲阻止対策本部 / 「東京都は七生養護学校事件判決を重く受け止め速やかに教育行政を改めよ（声明）」

23日 自由法曹団労働問題委員会

25日 自由法曹団将来問題委員会 / 自由法曹団改憲阻止対策本部「ソマリア問題

26日 市民UR問題国会要請

27日 支部幹事会 / 「安全・安心まちづくり条例『改正』に抗議する」声明

28日 自由法曹団常任幹事会

4月 1日 「都教委の教員処分に強く抗議し、すみやかな処分撤回を求める」声明

8日 自由法曹団司法問題委員会 / 支部事務局会議

9日 ソマリア海賊対処法案国会要請行動 / 自由法曹団市民問題委員会

14日 「異議あり！2016石原オリンピック」シンポ / 治安警察問題委員会

